

## 第 31 回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ における委員の主なご意見

### 【診療の補助における特定行為（案）について】

- 現在看護師により実施されているから特定行為としないとするのではなく、医療安全の観点から、教育が必要と考えられる行為についてはセーフティネットとして特定行為と整理してはどうか。
- 特定行為とすることは、患者のみならず、行為を実施する看護師本人にとってもセーフティネットとなりえる。
- 点滴の調整等の行為については、現在看護師一般に実施されている行為より高度な内容が特定行為と考えられ、看護師一般が実施している行為が妨げられないように特定行為にかかる内容を明確にした方がよい。

### 【指定研修について】

#### ＜指定研修のあり方について＞

- 単位制とすることで e ラーニング等の実施もしやすくなり、期間によらず必要な教育が実施できることとなり、看護師が研修を受けやすくなるのではないか。
- e ラーニングによる講義を単位認定するための要件（双方向性の教育を含む等）を留意すべきではないか。
- 個別の特定行為について院内研修を受講後に具体的指示の下で一定の経験をした看護師が指定研修を受講する場合に、指定研修においてその実績を評価できるようなシステムは考えられないか。

#### ＜指定研修の範囲に応じた領域と指定研修の教育内容について＞

- 教育のあり方や医療現場の状況等を考慮すれば、指定研修の内容は、一定の行為群や領域ごとに区分してはどうか。
- 臨床推論のベースとして「特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能」は重要なので相当程度学ぶことが必要であり、その到達度をきちんと評価することが重要なのではないか。
- 「特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能」という医学的思考のコアを基盤として学んだ後に、個別の特定行為の教育内容を学ぶべきではないか。

#### ＜指定研修等の実施方法について＞

- 看護師の勤務する施設での実習等を可能とすることにより、勤務する医療機関を長期間離れずに指定研修を受講でき、地方等の医療機関や看護師本人にとって受講の機会を増やすことにつながるのではないか。

- 実習施設を勤務医療機関とすることを可能とした場合、1つの医療機関が複数の指定研修機関の実習施設となることが想定されるので、指定基準のあり方等については今後検討が必要ではないか。

#### <指定研修にかかる修了認定及び修了登録までの流れについて>

- 技術にかかる評価について、到達度の評価をどの程度まで行うのかという点については、引き続き検討が必要ではないか。

#### <具体的指示で特定行為を実施する場合の院内研修等について>

- 試行事業の養成課程修了者の業務実施状況から考えても、課程修了時に実際に行うことができるようになるのは不可能であり、特に侵襲性の高い行為については、指定研修修了者も実際に活動する医療機関において院内研修を受講すべきではないか。